

○学内施設の使用許可に係る取扱要領

本学学生の学内施設使用については、茨城県立医療大学施設等管理規程（以下、「施設等管理規程」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 演習室（演習棟）

(1) 使用目的

ア 数人のグループでの学習等

イ 課外活動及び福利厚生

ウ その他施設管理責任者（事務局長）が特に許可したもの

(2) 使用時間

午前9時から午後10時までとする。

(3) 使用制限

喧騒にわたる行為を行う恐れがある場合及び飲酒を伴う会合には許可しない。

2 集会室（福利厚生棟）

(1) 使用目的

茨城県立医療大学部室等使用要項（以下「部室等使用要項」という。）の定めによる。

(2) 使用時間

平日については、午前8時から午後10時まで、土・日曜日及び祝日（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項第3号に規定する日（以下「年末年始休日」という。）を除く。）については、部室等使用要項の定めるところにかかわらず、午前8時から午後6時までとする。

3 部室（福利厚生棟及び体育館）

部室等使用要項の定めによる。

4 体育館

茨城県立医療大学体育館使用要項の定めによる。

また、施設管理責任者（事務局長）は、設立を承認されている学生団体に対しては、優先的に使用を許可するものとする。

5 テニスコート

(1) 使用目的

ア 課外活動及び福利厚生

イ その他施設管理責任者（事務局長）が特に許可したもの

(2) 使用時間

午前8時から午後6時までとする。(年末年始休日を除く。)

6 食堂(福利厚生棟)

(1) 使用目的

ア 課外活動及び福利厚生

イ その他施設管理責任者(事務局長)が特に許可したもの

(2) 使用時間

平日については、午後6時から午後10時まで、土・日曜日及び祝日(年末年始休日を除く)については、午前9時から午後6時までとする。

(3) 使用制限

土・日曜日及び祝日は、飲酒を伴う会合には許可しない。

7 大講義室

茨城県立医療大学大講義室使用要項の定めによる。

8 施設使用願の提出

施設を使用しようとする者は、使用する日の1か月前から7日前までに別紙施設使用願を施設管理責任者(事務局長)あて提出しなければならない。ただし、飲酒を伴う会合に使用する場合には、施設使用願に別紙誓約書を添付しなければならない。

また、学生団体代表者協議会が決定した体育館の割り当てに該当する団体が使用する場合及び平日にテニスコートを使用する場合には、施設使用願の提出は必要としない。

9 利用制限

施設管理責任者(事務局長)は、施設等管理規程の規定に違反した者に対し、施設の利用を制限し、又は停止することができる。

付 則

茨城県立医療大学テニスコート施設の休日における使用の許可等に関する取扱要領(内規)は、廃止する。

付 則

この要領は、平成14年10月3日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年12月15日から施行する。